

「多国籍企業の技術支配と特許」

——林 倬史著『多国籍企業と知的所有権』（森山書店1989年）——

加 藤 英 一

I はじめに

本書は、その「まえがき」で述べているように、今日の時代を「ボックス・アメリカナの崩壊過程」と規定した上、知的所有権を、競争上の優位性の担保の要である、技術独占と技術支配の制度的保障として位置づけ、統計資料を駆使してその特質を実証的に解明したものである。経済過程における研究開発の意義が強調される割にその実証的研究が遅れている中で、知的所有権統計に着目してそれを多国籍企業の展開の指標とした着眼点とともに、指標の解析を通じて多国籍企業の技術独占と技術支配の性格と特質の検出に成功した点をまず高く評価したい。

本書では、第1章でマルクス、ヒルファールディング、レーニン、シュムペーターから支配・技術・特許の関連について学説史的に整理し、第2章でそれを踏まえて技術独占がR & D戦略と特許戦略を通じて歴史的具体的に多国籍企業のグローバルな経営戦略に貫かれている旨説明している。本書の意義をより明確にするために、評者は、事実の分析を軸とした第3章以下の紹介とコメントの後、この部分に立ち帰って検討する。

II 知的所有権統計と多国籍企業

1. 多国籍企業の技術独占

第3章は、「多国籍企業の特許取得にみる技術独占」に充てられた。

世界知的所有権機構（WIPO）統計による

外国に出願された特許（国際特許）の登録件数の分析をつうじて、主要資本主義国の巨大独占体はその大部分を占め、特にアメリカ、西ドイツ、日本の3カ国で過半数を占めることが示された。すなわち、1985年の国際特許登録統計によれば、登録総数約25万件中アメリカが6.4万件（26%）、西ドイツ5.0万件（20%）、日本3.9万件（16%）で、9位までの累積比率が9割を超えるが、4位以下のフランス、イギリスなどのシェアは1割に満たず、1%を超えるのは11カ国に過ぎない。

米、英、仏、西独、日、スイスの主要6カ国での国際特許登録件数において、アメリカはスイスを除く4カ国で第1位で、カナダがアメリカで5位に入ったのを除けば各国の上位をすべて他の5カ国で占め、しかも外国人の登録件数に占める上位5カ国のシェアが8割にのぼることを検出の上、「アメリカを中心とするこれら諸国こそが世界の登録特許件数の多くを占めると同時に、これら諸国間で相互に特許出願、登録し合い、特許登録件数上位を常に独占していること」を指摘した。また、全登録件数に占める外国人の比率が、日本（15.5%）アメリカ（44.8%）以外は半数を大きく超えることを見逃していない。

続いて82年のデータを中心に主要国の外国特許出願統計に基づき、日本と西ドイツの対外出願第1位のアメリカでのシェアが43%、25%と抜群に高い理由について、両国にとってアメリカが、最大の市場でかつ技術開発力を持つ競合企業が存在することを挙げ、第2

位が独日である共通の理由を競合企業の存在に帰している。他面、両国の差異として、対米関係においては、西ドイツの自国系多国籍企業の現地生産の存在に対して、日本はライセンスの相手方企業のアメリカでの存在を指摘し、その対欧出願についても、参入目的のほかに現地の競合企業からの対米輸出経路の切断とアメリカ市場の独占の意図への目配りを怠っていない。

この点を押さえているのであれば、日本の対外出願全体の半ばがアメリカ圏（カナダを含む）で、それと西欧圏の3割とを除くと他はきわめて少ないのに対し、アメリカと西ドイツは西欧圏に2割以上を出願し、その他地域への出願も日本を大幅に上回る点に、構造の差異として言及しても良かったと思われる。アメリカの場合、1位であるカナダが事実上国内市場と同等に扱われているとする評価はその通りであろう。これらの諸点から、既に82年の時点で北米とECが経済統合に向けて特許戦略の面でも準備し始めていること、その中で日本がアメリカ依存以外の展望をもたなかったことを評者は感じとった。

以上のことから、外国出願の国別選択基準が、①直接投資規模（特に製造業部門での現地生産の規模）、②輸出入規模と市場規模、③技術開発力、の3要素に主に規定されるとした上、外国出願の担い手である多国籍企業（MNES）の意図と行動をアメリカの自動車企業GMとフォードの分析を通じて解明した。両社とも、排他的使用権確保と国際ロジスティック安定化のため、アメリカ本国での開発特許を生産拠点のイギリスと西ドイツに出願すると共に、イギリス・フォード、GMの在欧子会社オペルの発明も国際的に活用され、特に日本に対してライセンス協定、市場確保等の多様な動機をこめて出願される。

これらの動向の総括として、本書ではG.Y. BertinとS. Wyattの調査にもとづき、多国籍企業化が進むほど①自社の生産拠点の存在

する諸国を重視しながら、②市場規模が大きく、③開発力のある競合企業のある国に出願する、アメリカ多国籍企業（US. MNES）型に収れんする旨の重要な指摘がなされた。

この傾向は、組立加工産業では売上額も大きく、販売・サービス・ネットワークの必要性等からみても説得的であるが、不当な一般化には注意が必要である。例えば化学産業、特に製薬の場合需要はおのずから限度があり、mg単位の使用量に対してkg以上のロットで生産するのであるから、原末または製剤ベースでの輸出が中心になり、MNESにとって市場確保と法制的障壁の除去が問題となる。

米英独日4カ国における出願登録状況のデータから、上位企業がすべて巨大な売上高とR&D支出をもつ企業であることがこの章の最後で指摘された。本書では直接言及されてはいないが、日本を除く各国企業の自国への出願は、最大の企業でも1千件前後と推定されるのに対して、日本は、電機・電子関連企業の7社が8千件を超えて全出願の3割のシェアを占め、37位までが千件を超えるという特異な構造を持つ。評者は、基本的には国内市場をめぐる激烈なシェア競争が主要な原因と考えているが、その特許戦略について国際的側面も含めて分析を期待したい。

2. 発展途上国への技術支配

第4章は、「先進国の技術独占と発展途上国」と題し、発展途上国（LDCs）の主要資本主義国への技術的従属がMNESによるこれらの国の特許支配を一つの重要な契機としていることへの証明に充てられた。

まず89年の特許登録件数ランキングにより、市場の排他的獲得を狙いとしてブラジル（5位）、アルゼンチン（17位）、韓国（18位）、インド（19位）などに主要資本主義国からの出願があることが紹介され、LDCsにおける外国籍、特に主要8カ国の特許登録件数が圧倒的なシェアを占め、途上国から主要資本主

義国への出願は無視しうる程度に過ぎないことが明らかにされた。

続いてブラジルが、LDCs におけるケーススタディとして解析される。82年の特許登録件数10074件中 8766 件が外国籍で、その36%をアメリカが、16%を西ドイツが占め、ブラジル人のシェアは13%にすぎず、外国からの出願は機械（輸送機械が重点とみられる一評者）、電機電子が多く、化学、原子力では外国籍企業のもの9割以上を占める。ブラジルの売上高上位 500 社中 MNES 子会社は83年に 150 社で、売上合計の43%にのぼり、自動車、機械、電機・電子、事務・通信機械の各部門で上位を独占し、石油関連の国有企業を除けば化学部門でも圧倒的な地位を占めている。そして特許出願の面でも多国籍企業が優位を占め、82年に3件以上登録された外国企業30社（うちアメリカ16社）に対して自国企業は3社に過ぎない。

しかも重要なことは、多国籍企業が「新規開発技術を将来的に市場が大きく拡大すると見込まれたブラジルに特許出願した際、同時に主要な競合資本の所属国にも特許出願することによってこれら諸国における当該技術の排他権を獲得し、ブラジルへの輸出経路を遮断する。これによってブラジルは当該技術保有企業の排他的輸出市場圏として成立する。…この場合特許出願とブラジルでの現地生産とは直接的関連性を有する必要がない」のである。

LDCs は60年代から高率関税と国産化率の引き上げによる産業政策を展開した。特にブラジルは外資に依存した重化学工業化政策を推進し、アメリカと西ドイツの多国籍企業の激しい争いの場となった。発電プラントの受注をめぐる、特許戦略を活用しつつ技術集約度の低い部品を現地生産に移す争いの実態がここであざやかに示されている。

ブラジルでの重電部門をめぐる多国籍企業間の闘争は盾の一面に過ぎず、その裏面には

歴史的に形成された国際電機独占の特許プールを基軸とした国際カルテルが存在する。本書では、国際カルテルの変遷を戦前から追跡し、GEのテリトリーのブラジルで、同社が75年に Brown Boveri に大型変圧器の現地生産を渡して大型モーターを引き取ったのを始め、電球、テレビ、冷蔵庫等の家電製品の調整の実態を暴露している。

外資導入をテコとするブラジル政府の重化学工業化政策を利用して、MNES が固定資本部門の拡大再生産基盤を創り出し、剰余価値生産と実現の場にしたこととともに、多国籍企業の参入が、一方で不均等発展に起因した勢力変動をともないつつも、他方で直接的競争を微妙に回避しながら展開したことを豊富な実例を通じて鋭く指摘する。

この過程を、グローバルなクロスライセンスとパテントプール戦略に起因する現代的国際カルテルの縮図として捉え、チリの特許統計も参照しつつ、「LDCs が先進資本主義国資本の特許支配に組み込まれる過程は、同時に支配的外国資本の貿易と投資に、換言すれば先進資本主義国に有利に作用する資本主義的生産様式にグローバルにかつ従属的に統合される過程でもあった」と総括する。この展開は、事実の面でも論理の面でも説得的である。

続いて多国籍企業の特許の実施、すなわち技術移転が分析される。MNES の自国における特許実施化率がほぼ5割とみられるのに対して、ラテンアメリカでは対登録比でメキシコの10~5%を上限に5%以下であり、登録された開発技術は例外的なケースを除き実際に生産に利用されることはない。さらに開発技術の商品化期間と技術移転速度について、日本の先進技術企業が特許出願後2~4年で8割を商品化し、他の先進国でもほぼ同じ事情にあると推定されるのに対して、E. Mansfield 等の調査による60~78年の米系企業社のデータを引用して、子会社につい

て本国での商品化から対先進国で6年、途上国で10年、非関連企業と合併企業に対しては技術移転をできるだけ遅らせる傾向にあって13年後になり、先進国の子会社に対してのみ企業内移転速度を速めつつあると指摘した。

この特徴をイギリスと西ドイツの対ブラジル企業内移転のケーススタディでも裏付けた上、「製造業部門の主要 MNES は本国で開発した新規技術を……多数特許出願するが、その理由は技術開発上の競合に規定されるのでもまた現地子会社に技術移転して実際に製品生産に利用するためでもない。……特許出願の主要な意図は当市場での合法的参入障壁の確立とそれを通じた排他的輸出市場の獲得にこそある。……こうした MNES の特許戦略は意図するか否かにかかわらず、これら諸国における当特許技術を用いた生産としたがって投資の機会を奪うことを意味する。そのことは同時に……生産上の Know-How がある程度蓄積されているような NIEs において、競合する MNES 現地子会社・民族資本を問わず当技術を用いた現地生産の機会を奪うことによって現地からの競合企業による輸出の道を断つ戦略であることをも意味する」ことを暴露している。

技術移転の実態に続く分析の対象は特許権による途上国からの超過利潤の確保である。ブラジルの企業は、本国で R & D 投資の回収済みの技術を移転されるにとどまらず、技術導入協定に“Technology の移転”以外の商標使用料等をパッケージで組込まれるケースが多いことを指摘し、不特許事由に法定化された医薬について商標政策とブランド・ネーミング・システムによる参入障壁の形成を明らかにした。

75年までの10年間のブラジルの現地子会社11社の技術導入への対価支払に関して、海外からの投資総額3億ドル、再投資額7億ドルに対し、海外送金が7.7億ドルにのぼり、自動車、電機企業では利潤・配当送金に比して税

率の低いライセンス料が高い水準にある。技術料収入は関連会社からのものが大部分を占め、80年にブラジルが外国に払ったライセンス料推定6.9億ドルは利潤配当送金額の5.4億ドルを超え、技術料だけで投下資本を4～5年以内に償却するとの推定を誇張といえないとし、しかもこれらの技術の本国におけるライフサイクルと投資回収期間が、前者で10年以上が8割を超え、後者で6年未満が8割近い日本の例から、海外では償却済みの技術から収益をあげたことを明らかにしている。

この章では、ラテンアメリカの実証的検討を通じて、多国籍企業による技術独占と技術支配の意義と実態が見事に浮彫りにされ、途上国問題の生産的基礎における矛盾が解明された。同時に評者としては、60年代後半以降の途上国の工業化政策をみる上で、輸入代替重点型のラテンアメリカと輸出育成重点型の東アジアとの対比を、制度の歴史的差異をも含めて今後さらに検討し、特に日本を含む東アジア経済の今日の世界史的地位の解明を望みたい。なおその際の留意点として、生産の技術的構造、それに伴う利潤実現の態様と特許戦略の差異を業種別により具体的構造的に把握することが必要であろう。

データ・クリティークに関連してここで触れておきたいのは日本の問題である。本書では、日本の特許の対出願実施化率52.8%、対公告実施化率52%の数値をあげているが、これは全く信用できない。不請求4割、拒絶5割を控除すれば出願中特許されるのは約3割となり、この対出願の値では特許された以上に実施されたことになる。

また日本企業の対米出願は1万余件で、その実施化率が5割程度とみられるが、一つの技術課題について日本では数十件出願され、それが対米出願に当たって数件の複合優先にまとめられるのが通例で、アメリカでの特許が実施されても、日本の出願ベースでみると数十件のうちの数件が使用されに過ぎないか

ら、アメリカ出願ベースでの実施化率が100%でも、日本出願ベースでは数%になる。評者の経験から日本特許の対公告実施化率は高々1割程度と推定している。

世界の特許出願の半ば近くを占める日本出願は、電機や自動車など耐久消費財関連国内出願が大半を占め、その点からみて国内市場のシェア競争が出願の主要な動機で、さらに増大する技術職員への労務管理が件数を押し上げてきたが、近年のマイクロエレクトロニクスを基軸とする展開と急激な対外進出は特許戦略の見直しの時期の到来を予測させる。

3. 帝国主義統合下のアメリカによる技術支配

第5章「先進国における多国籍企業と技術支配」は、資本の国際的蓄積を基底とした国際分業の深化にともない、資本受入国の再生産構造がこうむる変容の動態の明確化を課題としている。論点の基本は、カナダ、イギリスの例を通じて、中小資本主義国への資本移動といえども、外資による諸活動が資本受入国の産業諸部門の生産・市場を高位に占有し続けた場合には、当該現地国経済ならびに当該産業諸部門の新規技術開発能力は逆に阻害され、もって当該経済・部門の国際競争力は長期的には低落させられる可能性を有することを実証する点におかれた。

新規技術の国際的普及には ①商品輸出 ②直接投資による排他的技術移転に基づく現地生産 ③ライセンスの3形態がある。多国籍企業はそのベストミックスを通じて競争上の優位によるグローバルな収益の最大化を目指す。新規工業部門の技術上の優位を核心とする所有上の優位こそがその主体的要因となる。その長期排他的保持のため、戦略的には企業内国際技術移転がより重要性を帯びる国際寡占体の競争の中で、特許制度が所有の優位の制度的保障として位置づけられ、並行して技術の Know-How としての企業内

隠蔽化政策が同時に展開される。

カナダの場合、製造業におけるアメリカ主力の外資系企業の高い市場占有率とともに、特許出願でもアメリカの48.7%を筆頭に外国籍が圧倒的シェアの92%を押さえている。しかも技術移転が多国籍企業の内部移転の形態をとるため、カナダへの移転技術はカナダ資本への移転でなく、むしろカナダ資本にとっての参入障壁を意味する。このことは、外国籍特許の実施化率の低さと実施されたものの時期の遅れから立証された。

カナダの特許は、その上位を特に同地に生産拠点を持つアメリカ系 MNES が占め、保有特許の殆ど全てが本国で開発されたもので、数少ない現地子会社の開発特許も本社が所有権を保有している。一方、R & Dの費用支出については、MNES 子会社が75年の製造業の総額の52%を占め、そのシェアは減少傾向をたどるがなお圧倒的影響力をもつ。しかし MNES 子会社の対売上高 R & D 費比率はきわめて低く、その重点課題が導入技術の適応作業 (Adaptive Work) と現地市場への適応技術の開発であることをうかがわせる。

にもかかわらずカナダは、西ドイツ、イギリスに続いて US. MNES の R & D 支出3位に該当し、その海外研究所の支出の47%が本国への逆移転のためのテーマを扱っているのだから、カナダからの技術移転もありうるはずだが、アメリカからカナダへの直接投資関連技術料支払は収入の1%強に過ぎない。R & D資金調達に占める本社の寄与も3%弱であるにもかかわらず、カナダ子会社はネット年1.71億ドル (77~83年平均) の技術料支払いを続けた。アメリカ資本主義の持つ腐朽的性格に意識的に対応した現代アメリカ多国籍企業の国際 R & D 戦略の本質はこのように暴露された。

遅れて工業化に参入したカナダと異なり、産業革命の祖国イギリスでの非英系 MNES の国際経営諸政策と蓄積様式の技術開発力の

変容との関連が次の焦点とされた。非英系 MNES は、研究集約的で産出額と潜在市場規模がきわめて大きい部門で趨勢的にシェアを増大させ、外資系企業が輸出に占めるシェアは3割を維持している。この構造を前提に、MNES を中軸とする外国の特許シェアの傾向的増大が、イギリス現地企業のR&D能力と国際市場での競争力の低下を通じて主要生産部門の輸入浸透度を高めたことを計数的に実証し、自動車産業におけるケーススタディでその特徴をより詳細に解析している。

輸入額/(国内生産額+輸入額-輸出額)で定義される輸入浸透度は、R&D集約型産業13部門中10部門で平均値を超え、公開レベルでの外国籍特許シェアが全部門で5割を超えると共に拡大傾向を続け、事務機、コンピューター、電子部品、有機化学では8割前後に達する。外国籍特許シェアは輸入浸透度と正の相関を持つとともに、シェアの高い部門ほど貿易パフォーマンスが悪化している。

長期にわたり外資系企業がイギリスの生産・市場シェアの高位占有を続けた自動車産業の技術開発力の指標として、西ドイツとアメリカでの多国籍特許のシェア変動が追跡され、70年代以降の日本の急成長と並ぶイギリスの著しい低落傾向が明らかにされた。しかしイギリス・フォードはシェアを確保し続け、GMも海外のR&D拠点を西ドイツにおいているが、両社の研究開発体制はともに本国のみならずイギリスの体制にも依存しており、これらの点からみて自動車関連特許のシェアの低下は民族系資本のR&D能力の低下に帰すべきものとしている。

この解析を通じて「新規工業部門を不断に創出してゆく拡大再生産基盤がこれらMENSのグローバルな分業体制に組み込まれることによって、逆に自立化と活性化を不断に阻害されていくメカニズムに構造的に転化しうること。したがって、市場的には拡大しても拡大再生産それ自体は停滞基調となるメカニズ

ムが確立しうること」が定式化された。

イギリスの民族系自動車企業にみられる地盤沈下は程度の差はあっても西欧民族系企業に共通するもので、それがEC統合の起動化となったのであるが、他方でこの時期アメリカのビッグ3も日本企業の進出に追い込まれた。日本企業は、70年代の高集積度半導体の商品化に続き、NC工作機械やロボットへの応用等自動化とシステム化による生産システムの新段階に移行し、急激に競争力を強化した。それが本格的に顕在化するのは80年代後半であるから、資料面でも分析手法でも困難もあろうが、パックス・アメリカナの崩壊過程にとってこの時期は日本と東アジアの解析が不可欠であり、今後の主要な研究対象に一つとして次の報告に期待したい。

4. 国際的収奪のネットワーク

第6章「多国籍企業の国際R&Dネットワークと企業内国際技術移転」は、第1節の多国籍企業内技術移転の解析と、第2節の逆技術移転戦略と技術料収支の解析にあてられた。第1節の課題は、戦後IMF-GATT体制が崩壊する70年代以降、US. MNES が本国で集的に開発した技術をベースに国際的なポート・フォリオ戦略を展開するシナリオ、すなわちプロダクト・ライフサイクル論が現実的妥当性を失ったこと、そしてその新しい契機としての企業内逆技術移転の実態を解明する。そしてそれに伴う企業内技術料収支の変化を追求した上、US. MNES が海外に有するR&D機関で開発された技術への依存度を次第に強めつつも、技術料の面では親会社への支払い傾向が続いていること、すなわち、US. MNES は海外生産・R&Dネットワークへの依存度を強めながら、逆に技術料をグローバルに徴収するシステムを創り上げ、そこで彼らの国際Patenting Networkが極めて重要な役割を果たしていることの論証にあてられた。

この節では、US. MNES の技術移転が件数の面でも技術料収入の面でも企業内技術移転重点に移行し、特にアメリカでの販売開始から5年以内に移転された製品についての技術のうち、予想収益率40%以上のR & Dプロジェクトはすべて子会社に移転されたという74年のデータが示され、その企業内国際分業体制と国際ロジスティック戦略が不可分に展開されていることを明らかにした。

評者に興味深かったのは、移転の形態とそのタイムラグの問題である。US. MNES 57社の調査で、45～49年には市場導入後10年以上の技術の移転が47%、50年代には6年以上が5割を占め、1年以内は8%台であったのに、60年代前半から3年以内が4割を超え、70年代前半には1年以内が32%にのぼること、同じく32社の調査で、移転先が46～55年の完全所有子会社46%、非関連企業29%から、66～75年に73%、18%になった。このことは、50年代まではドル不足に悩む各国に現物出資の形での償却済の技術の輸出が可能であったこと、特に日独両国に対しては工業所有権の戦後措置が重要な役割を果たしたことが、NATO と日米安保の枠組が固まる60年代以降にアメリカの多国籍企業による生産拠点の海外展開が本格化したことを推測させる。

フォード社による海外現地子会社の展開の破綻に象徴される戦前段階とアメリカ主導下の帝国主義統合を支える戦後の生産構造との段階的差異がここに鮮やかに示されている。

海外生産拠点の展開は技術移転の速度を速めるとともに、現地子会社の側でも、移転技術を即座に吸収し、さらに現地・地域市場への適合応用化を図るための現地でのR & D体制の整備が必要となり、力量の蓄積とともに本国中央研究所の機能を分担するもの(GPU)も出現する。この過程で多国籍企業の海外R & D支出額は絶対的にも相対的にも増加し、その傾向は、自動車(15%、5.08億ドル)はじめ化学、非電気機械、電機電子機器の4部

門で特に顕著である。

74年現在、GPUに発展した3機関はすべてIBMのものであった。同社はさらに機関を新設し、88年に41の開発研究所を保有し、その多くはGPUの機能を果たしているものをみられ、日本では73年創設の藤沢研究所のほか、85年以降3機関が設立された。ここに典型的にみられるグローバルな分担を担う研究機関は多国籍企業本社の支配統制が貫徹する完全子会社で集中的が行われるが、R & D資金の調達の子会社みずから行う。

第2節は、前節の分析を前提に企業内逆技術移転の実態解明とそれに伴う企業内国際技術料収支にメスをいれ、US. MNES が海外生産・R & Dネットワークへの依存を強めながら、逆に技術料をグローバルに徴収するシステムを創りあげ、そこで国際Patenting Netwrk がきわめて重要な役割をはたすことを立証している。

Mansfield等の調査によれば、79年の海外29研究所の支出額のうち半ばが本国への逆移転のための研究にあてられ、その対象の72%が新製品の開発であり、79年の移転が80年に本社にもたらした本国での利潤は1億ドルにのぼり、過去の移転も含めた利潤は30億ドルと推定される。成果もそのほとんどが現地と本国で同時に実用化され、電気機器では本国の方で先に実用化された。この調査によれば、既に79年の時点で海外R & D拠点からの企業内国際逆技術移転の流れがUS. MENSの戦略として定着していたことが解明された。

AT&T社と並ぶアメリカのマイクロエレクトロニクスの中核企業IBM社が71年(369件)と83年(254件)に取得した特許権の分析は、その技術独占を法的に保障する国際特許取得の実態を明かにした。71年には海外開発が5%に満たなかったものが、83年には16%に増加し、この点からも逆移転の拡大は明かである。地域的には西ドイツがその過半を占め、英仏の比重は低下している。ここでは

まだ日本は登場していないが、評者は、85年以降の半導体生産における日本の決定的優位の確立、同社のR&D拠点の日本での展開を考慮すれば、80年代後半の逆移転はさらに加速され、その中で日本の地位と役割が重大化することを予測しており、その解析が次の研究課題の中軸になることを期待したい。

この枠組の下で68年から84年までの技術料収支動向をみると、海外からの収入の8割前後を関連会社のものが占め、関連会社への支出は収入の1割にも満たない。このデータによれば、この期間に収入は5倍近くになっているのに支出は3倍弱に過ぎず、特に70年代末からのアメリカの国際収支悪化に対応して収入増が図られる一方、関連会社への支払いが大幅に圧縮されているのである。

また関連会社のR&D支出額も技術料支払額とほぼ同水準であり、これらのことを総合して、本書では、企業内移転技術の対価が独占的・恣意的性格を帯びていること、本社が特許権保有者として子会社の開発技術をグローバルな一元的統制管理のもとにおいていることを指摘し、US関連会社と本国親会社間での技術料支払は直接的には両者間での技術移転の実態を正確に反映するものでなく、R&D集約型US MNEsが海外生産・R&Dネットワークへの技術移転を遂行するプロセスは、同時に、逆にこうした海外R&Dネットワークからの逆技術移転に次第に依存度を高めながら、しかも技術料を無償で徴収するグローバルなシステムを創りあげていくプロセスでもあると結論している。

第6章の小括の中で、多国籍企業が、独自の労働・生産の社会化を国際的に推進する一方、一国的枠組を越えて国際的に科学技術を包摂することによって、アメリカ資本主義の生産力、技術開発力の相対的低下にもかかわらずみずからの競争上の優位を確保しえていること、そしてその国際的R&Dネットワークは同時にUS本社への取得特許名義の集中

化政策をベースにした国際的な技術料徴収ネットワークでもあるという、ボックス・アメリカナの基礎構造の要を明らかにしている。

5. ボックス・アメリカナの到達点

以上の分析を前提に「補論—アメリカ多国籍企業の技術開発力と技術戦略」では、最大の資本主義大国であるアメリカでの自国籍の特許件数シェアが50年の90%から88年に54%まで低落し、その主要な原因が、同国の技術開発力の全般的停滞傾向以上に、日本籍企業の著しい増大に求められると指摘した。日本資本の国際競争力の著しい強化と台頭という外部条件によってアメリカの内部矛盾が一層顕在化したのであるが、それにもかかわらずその絶対的水準は他国を大きく上回り、依然アメリカ一国による技術独占が多様な形で存続している。

この状況の下でのアメリカの対外技術戦略は、第一に、なお優位にある特許権を効率的に活用することにより他国の競合資本の参入を一定期間阻止し、第二に、急成長する日本独自の技術開発システムと生産システムの導入および海外R&D拠点利用の強化、第三に、ボックス・アメリカナの支柱としての圧倒的な軍事力を支えてきた生産力の停滞に対して、SDI等の軍事技術の開発に日本を初め先進国のR&D集約型企業を取り込み、その成果をアメリカ主導のもとに優位に使用していくこと、これである。

ここから帰結する戦略として、第一に、多国間・二国間交渉により知的所有権保護を国際的に強化して、技術独占の崩壊と技術流出に歯止めをかけ、同時に通商規制によりアメリカ市場を海外競合企業から保護防衛すること、第二に、政府・独占企業一体となり個別企業の研究開発上の限界を乗り越えて戦略産業を中心に国際競争上の優位性を確保すること、第三に、兵器共同開発の成果を秘密特許でカバーしつつ新兵器システムの確立と新生

産部門への応用を可能にするためのアメリカ主導による国際的軍産複合体制の再編強化を図ること、そして第四に、海外R&D拠点で開発した技術の特許権で押さえることにより本社による開発技術のグローバルな統制管理システムを構築すること、をあげている。

しかしこのような戦略によっても、パックス・アメリカーナの崩壊は食い止められない。「日本資本の技術開発力が強化される分だけ両者の角逐と対抗関係は一層深刻なものとならざるを得ない……アメリカの知的所有権の国際的強化戦略がじつは日本資本の技術開発力の意識的強化と知的所有権重視策を引き出す結果となり……米国の知的所有権強化策そのものが米国の生産的投資を阻害させる足かせに転化する可能性」は、本書刊行後の短い期間の経過の中にも明確な形を現しているといえよう。

Ⅲ 理論的解析へのコメント

以上の通り、統計資料を適切に活用した本書の実証的解析には教えられるところが多く、導かれた結論と論理過程も評者にとってきわめて刺激的なものであった。特に多国籍企業の国際特許戦略をパックス・アメリカーナの崩壊過程と関連させて今日の局面を規定した補論の部分は圧巻であり、特許制度論に新たな地平を切り開いたものといって過言でない。それだけに、紙数の制約があったにしても、パックス・アメリカーナの性格と特徴を資本主義発達史の中に位置づけ、科学技術の資本への実質的包摂の発展に対応する特許制度の構造が理論的整理の部分で説明されれば、本書の意義はより明快になったであろう。

その課題は、先行する理論的蓄積が殆ど見られない事実上の処女地での作業だけに多くの困難が予測されるが、その解明を省略したことにより、多国籍企業の蓄積構造の独自の歴史的性格の全面的解明、あるいは本書の実証的解析と補論における定式化との間に論理

的飛躍を残すことになった。今後の発展への期待をこめつつ、以下理論的整理の部分に関する評者の疑問点を述べたい。

その前提として評者の見解の基本点を簡単に述べると、評者は、パックス・アメリカーナを、第2次大戦におけるアメリカの戦時国家独占資本主義が戦後構造的に定着化したものと考えている。国内的には、大戦中の生産力動員とその中核としての科学技術動員が戦後アメリカの卓越した生産力の基礎となり、冷戦の過程を通じて軍産複合体と呼ばれる独占資本と国家権力の癒着の機構がその上に成長し、戦略核兵器体系を基軸とする軍事力の対ソ優位が政策の基本目標とされた。巨額の財政資金の支出による軍事R&Dと新鋭兵器体系の受注は、マイクロエレクトロニクスを中軸とするアメリカ独占企業の国際的な技術優位を保障する源泉となった。その優位に依拠しつつ、対外的には、NATO、日米安保を2本柱とする軍事同盟とリンクされた貿易・資本の自由化をつうじて、生産拠点を世界に展開する世界戦略が構築された。

この体制は、70年代前半に転換期を迎えて衰退過程にはいるのであるが、サミットを頂点とする帝国主義統合の下でアメリカ巨大独占体が企業内国際分業を強化するという多国籍企業の独自の経営形態が出現した。

この枠組がより詳細に第1章と第2章で展開されたならば、本書のモチーフである「パックス・アメリカーナの崩壊過程」とその構造における知的所有権の決定的な重要性もより明快に理解されたと思われる。

1. マルクスの所論について

第1章では、マルクスの特許論を資本論から再構築し、「新技術の組織的開発とその制度的独占としての特許権の取得が……登場してくるのは、資本主義の独占段階を待たねばならなかった」と正しく指摘した。

しかし他面特許制度は労働過程の各歴史的

段階に対応してそれぞれ異なる役割を持ち、法制としては歴史的に継承される。近代的特許制度は、労働手段、特に作業機が生産様式の変革の出発点となる、機械制大工業による産業資本主義の時代に、新技術への投資に対する創業者利得を保障するための法制として形成された。J. ワットへの出資の条件として、ポルトンが蒸気機関特許の期間延長を提起し、立法により実現した事実、また詐欺師アークライトが他人の発明を自分の特許として、それが取り消されるまでに莫大な利益をかすめ取った事実の2例だけからもこの段階での特許制度の意義と蓄積における機能を的確に評価できよう。

資本論において特許がその技術的意義を評価する側面からのみ取り上げられているとする本書の指摘は的確である。それは、第1巻4編の中で、協業、分業とマニファクチュア、機械制大工業と、労働過程の歴史的発展の段階的区分の分析の中で、機械制の技術的特徴の指標として取り上げられた。そもそも4編は労働過程すなわち使用価値生産の技術的側面の分析にあてられた部分であり、そこで特許が引用されたことは、その時代にすでに特許文献が技術文献の典型としての地位を確立したことを意味するものである。

他方本書では、その経済的利益について触れていない理由を当時の社会的背景に帰しているが、評者は異なる見解をもち、資本論の論理構成に帰すべきものと解している。すなわち本書第1章の冒頭でも説かれたとおり、第1巻「資本の生産過程」は資本の労働に対する階級的支配を対象としており、競争論が捨象される限り、資本間の対抗関係にかかる側面から技術支配—特許が登場する余地はない。それは、競争を対象とする第3巻で扱われるべき問題であって、多くの発明家のたどった運命と貨幣資本家への発明の利益の帰属に関するコメントが第3巻にあることから例証されることである。

なおここで扱われた発明家の社会的地位と科学技術労働の自立化に関する分析視角についても、限度の側面よりも、意義の側面を評価すべきでなかろうか。例えばワットの場合、熱に関する知識は潜熱の発見者ブラック・グラスゴウ大学教授の実験助手の時代に習得し、特許明細書に示された透徹した洞察力もここでつちかわれた。大学が法学と神学の拠点であり、錬金術や占星術ととけあった自然哲学の中から科学的な自然観察と実験がようやく芽生え始めた時期に、そしてフランス革命の鉄火の中から近代的科学教育の最初の機関であるエコール・ポリテクニックが誕生する20年も前にワットがたどった道について、近代的技術者の新しい典型を創造した側面を重視すべきと思う。このコースはギルドの伝統を色濃く残すイギリスの大学の後進性を反映したものであり、その半世紀後になおファラデーも助手から教授への道を歩んだ。

2. 帝国主義段階における問題

本書が「新技術の組織的開発とその制度的独占としての特許権の取得が、資本間競争における戦略上の重要な武器として史的に登場してくるのは、資本主義の独占段階への移行を待たなければならなかった」と指摘したのは正しい。しかし特許制度は独占段階に初めて登場したのではなく、自由競争の段階から資本間の競争の有力な手段として発展し、生産力の発展を主導するリーディング・インダストリーの技術的・組織的特質と照応しつつ制度的にも進化してきたものである。パックス・アメリカナの崩壊過程におけるアメリカ支配層の主要な武器の一つとなった特許戦略の本質と性格を明確にするためには、前提として歴史的な各段階に対応した特許制度の質的特徴を、同一性と差別性の両側面から統一的に把握することが必要である。

資本主義の独占段階に関する理論史が、ヒルファーディング、レーニン、シュンペータ

一を対象に検討され、第2章でそれを裏付けるトラスト、カルテルの展開が追跡される。

ヒルファーディングにおいて、産業分野での特別利潤の源泉としての新技術と特許取得の重要性、特許の所有が独占的結合に経済的独占の支柱としての法的独占を保証し、こうした独占的結合がその大きな資本力の故に個々の競争者よりも容易に新たな特許を取得してその独占的地位を強化しうるようになる旨の指摘に本書は注目する。そして開発技術の独占的使用権（評者註—この用語あるいは独占的实施権は、法律用語として別の意味にとられることがあるので、使用の凍結の法的根拠にもなりうる点も勘案して、排他的独占権という方が正確である）としての特許所有が競争と協調の両形態においてより大きな特別利潤の創出源になること、すなわち、独占体が自らの再生産環境の一部に科学技術労働を直接的に取り込み、もって長期戦略に即した科学の意識的運用による組織的技術開発政策を展開しているという認識を重視する。

レーニンの帝国主義論についても、この認識は、生産の集積による規模の大きさと同時に技術水準の高さが独占企業の存立基盤となり、新規資本への参入障壁となるとの形態で特許権の意義を確認すると共に、世界市場をめぐる競争戦において電気産業と化学産業におけるクロス・ライセンス協定を中軸とする国際カルテル＝世界市場分割協定の形成による独占の停滞と腐朽を鋭く糾弾した点が確認される。

第2章の記述で注目されるのは、戦間期、特に20年代に I. G. Farben と Standard Oil, ICI と Du Pont とを中核とする国際化学カルテル、GEを中軸とする国際電球カルテルと無線機器カルテルが結成され、それと時期を同じくして20年代後半に特許権の取得の主力が個人から企業へと急激に移行したことである。本書では、Bernal の「産業界の科学の時代」の規定を引用しつつ、独占資本によ

る科学の包摂過程を通じた新たな蓄積様式の形成を指摘しているが、特に戦後期の多国籍企業による蓄積様式との対比においてその段階的特質が明らかにされれば、より説得的になったと思われる。

第1章、第2章を通じて、独占的諸企業によって担われた科学技術労働の実質的包摂が競争上の優位を規定する過程、そこにおける特許独占の意義が理論的、歴史的に解明された。しかしその限りでは、帝国主義諸列強による世界の分割、そしてその基礎となる主要国独占資本の世界市場分割協定は説明できても、特殊的には世界規模での直接投資に基づく生産拠点の展開を特徴とするアメリカ多国籍企業の独自の性格、一般的にはパックス・アメリカナの経済的性格を規定する質的特徴までは説明できない。

その説明のためには、統計的解析の前提として、マンハッタン計画、アポロ計画やSDIに典型的にみられる第2次大戦以来の科学技術の軍事動員、軍産複合体の形成にみられる戦時国家独占資本主義機構の平時への延長、軍事同盟と結合された為替・資本の自由化とドル本位制、さらには技術と特許の面での工業所有権の戦後措置、途上国への技術移転問題、知的所有権の国際的調整、先端的科学技術の研究開発の対象と内容等の、戦後段階の枠組の整理が必要とされよう。

以上の通り、理論的・歴史的解析の部分についてはなお補完すべき問題が残されているが、その問題提起自体が決定的に重要であり、緻密で膨大な統計データの背後に解決の手がかりが秘められていることを考慮すれば、それは決して本書の欠陥でない。本書に残されたこれらの問題は、終章の末尾にあげられた、今後の理論的課題として定式化された事項に含まれるもので、今後の展開に期待すると共に、評者としてもその共同の作業に協力できることを望むものである。